



旭川市立富沢小学校 いじめ防止基本方針

令和5年度 富沢小学校いじめ防止の重点目標

自分や友達の心や体を傷つけることはダメ！

令和5年度 富沢小学校いじめ防止の教職員の指標

いじめ見逃しゼロ



平成26年 4月策定
令和 5年 10月改定

<はじめに>

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。それを防止するために平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が文部科学省から公布されました。平成29年3月14日には、いじめ対応の基本的在り方や基準を示した「いじめ防止等のための基本的な方針（最終改定）」が示されました。令和5年3月に「北海道いじめ防止基本方針」が改定され、本校においても、いじめ防止基本方針を改定したところです。このたび、令和5年6月30日に「旭川市いじめ防止対策推進条例」が施行されました。このことを受け、「旭川市いじめ防止対策推進条例」、「旭川市小・中学校 学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉」等をもとに、本校の「いじめ防止基本方針」の改定を行いました。改定した本校の「いじめ防止基本方針」のもと、「いじめ見逃しゼロ」（指標）を目指し、未然防止、早期発見、積極的認知、早期解決、再発防止に向けて迅速かつ丁寧な対応に努めます。また、いじめ防止に向けて学校全体で組織的な取組を進めることや、学校・家庭・地域と連携し、いじめを生まない風土づくりの醸成、いじめを認知した際には被害者に寄り添う姿勢で取組を進めます。全ての児童が、自分を必要とされる存在であると感じ、互いのよさや違いを認め合い・支え合うことができる取組を進め、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように努めます。この方針については、文書やホームページ、各種会議等の機会をとらえて児童・保護者・地域住民に説明していきます。



第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としなければなりません。そのため、全ての児童が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め合うことができる取組を進めます。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

「北海道いじめの防止等に関する条例」では、基本理念として、「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規定しています。

基本理念に基づく取組を進めるに当たっては、「北海道いじめの防止等に関する条例」「旭川市いじめ防止対策推進条例」等を踏まえ、次の点に留意します。

- ① いじめを受けた児童にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。児童に対していじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- ② 児童が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

【旭川市いじめ防止対策推進条例】より (基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら

見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。

- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日公布より抜粋）

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないよう努めます。

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

※「一定の人的関係」：学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指します

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

- ① いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- ② インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- ③ 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけではなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という）で情報共有して対応する。
- ④ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- ⑤ 児童が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童」、「東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

※「性的マイノリティ」：LGBT（L：女性同性愛者、G：男性同性愛者、B：両性愛者、T：身体的性別と性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のことです。

※「多様な背景を持つ児童」：発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童や、支援を要する家庭状況（経済的困難、児童の家庭での過重な負担、外国人児童等）などにある児童のことです。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの形態としては、次のようなものがあります。

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

これらのいじめの中には、**犯罪行為**として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害児童の意向を十分に配慮した上で、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察や**弁護士等**に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、**学校警察連絡協議会**や**旭川弁護士会**等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要があります。また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

※「犯罪行為」：いじめの事例のうち、「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが想定される具体例には、次のようなものがあります。

- ①強制わいせつ（刑法第176条）：断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- ②自殺関与（刑法第202条）：同級生に「死ね」とそのかし、その同級生が自殺した。
- ③暴行（刑法第208条）：同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。
- ④脅迫（刑法第222条）：裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- ⑤強要（刑法第223条）：遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
- ⑥恐喝（刑法第249条）：断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- ⑦児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）：スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。など

※「学校警察連絡協議会」：児童生徒の非行防止等に関して協議を行う場として、学校や教育委員会と警察とが参加する組織のことで、地域によっては、「生徒指導連絡協議会」「生徒指導担当者会議」等の名称で開催しています。

(3) 困難ケースに該当する事案

困難ケースの事案を把握後、速やかに旭川市教育委員会へ報告（電話速報）を行うとともに、緊密に連携しながら早期解決に向けて対応を行います。また、必要に応じて、旭川弁護士会の推薦を受けた弁護士に課題の整理と解決策への助言及び提案を受け、早期解決に向けて対応を行います。困難ケースに該当する事案の例は、下記の内容とします。

- ①被害児童生徒が、学校を休んでいたり、希死念慮を訴えたりしている。
- ②性に関わる事案に該当する。
- ③関係児童生徒が5人以上の事案又は関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案に該当する。
- ④SNS等、インターネット上でのトラブル事案のうち、被害・加害の児童生徒以外にも情報等が広がっている事案に該当する。
- ⑤保護者等への対応に苦慮している事案に該当する。
- ⑥児童生徒や保護者、地域住民等が、関係機関等に相談している。
- ⑦学校が、関係機関等と連携している。
- ⑧その他

(4) 児童の心構え

児童は、互いの人権を尊重し、他の児童に対して思いやりをもって接するように努めなければなりません。

【旭川市いじめ防止対策推進条例】より
(児童生徒の心構え)

- 第7条 児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。
- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

(5) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- ① いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童にも生じ得る。
- ② いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ③ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や少年団活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ④ いじめの衝動を発生させる原因としては、a) 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、b) 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、c) ねたみや嫉妬感情、d) 遊び感覚やふざけ意識、e) 金銭などを得たいという意識、f) 被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたいという意識、分りやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- ⑤ いじめは、児童の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童を守り通すことは難しい。そのため、児童の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要があります。

(7) いじめの重大事態（「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日公布より抜粋）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、

速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめの重大事態に係る対応については、旭川市教育委員会作成「いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」を活用します。

3 関係者の責務及び役割

学校と家庭（保護者）全ての児童の自己有用感や自己肯定感を育成する取組を、学校だけではなく、家庭、地域住民、行政その他の関係者相互の連携協力の下、社会全体で進めます。

（１）学校の責務

学校においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めます。

- ①校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ②学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていかうとする力を育てる。
- ③学校は、児童の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての児童が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- ④学校は、児童が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- ⑤学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての児童に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- ⑥学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。
- ⑦学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。
- ⑧学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめたとされる児童に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- ⑨学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

【旭川市いじめ防止対策推進条例】より
（市立学校の責務）

第5条 市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。

3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

(2) 教職員の責務

教職員においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めます。

- ①教職員は、児童理解を深めるとともに、児童及び保護者等との信頼関係の構築に努め、児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりしない。
- ②教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ③教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害生徒を徹底して守り通す。
- ④教職員は、児童に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が児童に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりしない。
- ⑤教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付ける。

(3) 保護者の責務（北海道いじめの防止等に関する条例 第7条）

家庭は、児童にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、児童の教育に関し第一義的な責任を有しています。保護者においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

- ①保護者は、その保護する児童に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- ②保護者は、その保護する児童の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせるよう努める。
- ③保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び児童生徒の発達の段階に応じ、その保護する児童について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意する。
- ④保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- ⑤保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- ⑥保護者は、その保護する児童がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童の心情等を十分に理解し、対応する。
- ⑦保護者は、その保護する児童がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童を見守り支える。

※「家庭」：児童生徒が、社会的に養護されている場合には、「家庭等」と読み替えます。

【旭川市いじめ防止対策推進条例】より

（保護者の責務）

第6条 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

(4) 地域住民の役割（北海道いじめの防止等に関する条例 第8条）

地域住民等においては、条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

- ①地域住民は、日頃から、児童が様々な機会を通じて学校外の人間関係を構築し、自分の役割や存在を感じることができるよう、児童が学校外で活動できる場所や機会を、学校関係者や関係団体等とが連携する既存の組織等を活用するなどして提供する。
- ②地域住民は、児童の健やかな成長・発達のため、地域全体で児童を守り育てていこうとする大

人たちの協力を得て、児童が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整える。

- ③地域住民は、地域の学校等と連携を図り、地域における児童の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深める。
- ④地域住民は、児童に発達の段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進める。
- ⑤地域住民は、児童がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童の在籍する学校や保護者や、相談機関等の関係団体に相談や連絡・通報するなどして、児童の抱える問題の解消に努める。
- ⑥地域住民は、中学校や高等学校を卒業した後など、学校に在籍していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携していじめの問題の解決に努める。
- ⑦地域住民は、就学前の幼児等に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努める。

【旭川市いじめ防止対策推進条例】より
(市民等の役割)

第8条 市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にしよう努めるものとする。

2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

第2章 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 本校のいじめの実態及び目標（指標“いじめ見逃しゼロ”）

昨年度、4件のいじめを認知しました（いじめを認知した数4 認知件数3）。いずれも「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」という内容でした。いずれの案件も令和4年度内にいじめ解消の要件を満たしました。また、年3回実施しているいじめアンケートにおいて、「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した児童が100%、「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した児童が27名中1回目が2名、2～3回目が1名ずつおり、直ちに指導を行いました。今年度は、「いじめ見逃しゼロ」（指標）を目指し、児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮し、個々の教職員の高い感度と同僚性を基に密な情報共有を行い、未然防止、早期発見、積極的認知、早期解決に向けて迅速かつ組織的な対応に努めます。本年度の重点教育目標は「人・社会・未来とつながるWell-being 2023～学び・教え合う、認め・高め合う子どもの育成～」と定めるとともに、いじめ防止の重点目標として「自分や友達の心や体を傷つけることはダメ!」を設定しました。この重点目標の実現を目指して、「人との関わりを大切にする」力の育成に取り組むとともに、児童たちが主体となる取組を推進し、全児童が「いじめは絶対に許されない行為」と理解し、いじめをしない態度・能力の育成に努めます。

2 児童が主体となった取組の推進

「いじめ」問題について考える機会として、6月、11月、2月を「いじめ・非行防止強調月間」と位置づけます。本校の児童会は「朝のあいさつ運動」、「いじめ撲滅」に向けての全校集会の企画・運営を行います。また、神居地区の小・中学校が連携して行う「いじめ防止」標語コンクールにも参加し、「いじめは絶対に許されない行為」という意識を高めていきます。また、「旭川市立小・中学校 学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉」を踏まえ、「富沢小学校いじめ防止基本方針」を改定し、児童版、保護者・地域版を作成します。

3 富沢小学校いじめ対策組織、いじめ対策チームの設置

いじめの問題は、特定の教職員のみで問題を抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを行い、いじめの未然防止や早期発見、事案対処について、より実効的な解決に努めます。具体的には、校長をリーダーとした複数の教職員や、必要に応じて、心理、

福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者等により「富沢小学校いじめ対策組織」を設置します。また、組織的な対応の中核として機能する「いじめ対策チーム」を設置し、「報告窓口」の役割を担う者を指定し、「集約担当」に当て、その後の対応をコーディネートします。

(1) 組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には情報の迅速な共有及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握

エ) いじめの被害児童に対するケア、加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携

③「富沢小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

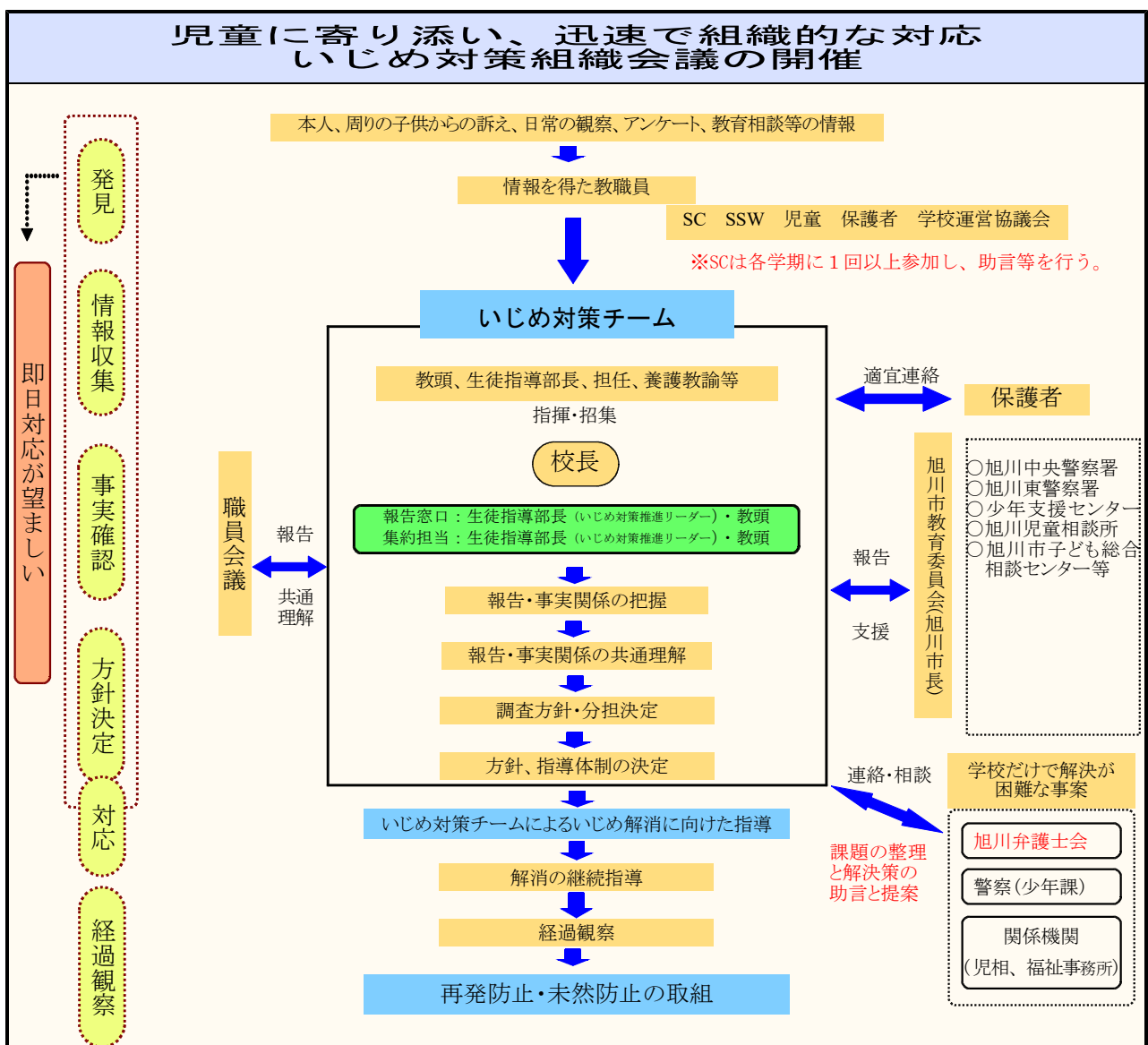
イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検、見直し

④校内研修の実施

⑤学校いじめ対策組織会議の内容の記録・保管

(2) 富沢小学校いじめ対策組織、いじめ対策チーム



(3) いじめの程度に応じた対応 (※「いじめ対応ガイドブック・支援ツール コンパス」より)

□被害児童への対応例 ■加害児童への対応例

		加害児童の行為の重大性の程度							
		低  高							
被害児童が感じる心身の苦痛の程度	低  高	精神的な状況	暴力を伴う場合	好意で行った言動	意図せずに行った言動	衝動的に行った言動		故意で行った言動	
						暴力を伴わない	暴力を伴う	暴力を伴わない	暴力を伴う
		一時的な不快感・落ち込み	けがなし	□ ■ 経過観察、定期的な声かけ	□ 気持ちの受容、本人のよさを伝える ■ 人を傷つける言動についての指導 □ ■ 経過観察、声かけ	□ 心のケア ■ 絶対に使ってはいけない言葉への指導、謝罪の場の設定 □ ■ 経過観察、声かけ	□ 心のケア、SCの面談 ■ 暴力は絶対に許されないことを指導、謝罪の場の設定	□ 経緯の聴き取り、心のケア、SC面談 ■ 経緯の聴き取り、行為への指導	□ 経緯の聴き取り、心のケア、SC面談、外部相談機関の紹介 ■ 経緯の聴き取り、個別指導 □ ■ いじめ対策組織の開催
		継続的な不快感・落ち込み	保健室で処置できる程度のけが	□ 相手の言動の意図の説明、SCの面談 ■ 相手の気持ちの説明	□ SCの面談 ■ 不適切な言動への指導	□ SCの面談 ■ 絶対に使ってはいけない言葉への指導、謝罪の場の設定	□ SCの面談 ■ 怒りの対処法指導	□ SCとの継続的な面談 ■ 複数の教員による指導、監督 □ ■ 複数の教員による経過観察	□ 学校が守り抜くことを伝える、毎日の状況確認 ■ 弁護士や警察、児童相談所等との連携による指導 □ ■ PTAの協力連携、地域住民との連携
困難ケース	重大事態	登校渋り	医療機関で一回治療する程度のけが	□ 家庭訪問	□ ■ SSW等の活用	□ ■ SSW等の活用 ■ 外部機関との連携、医療、福祉機関との連携	□ ■ SSW等の活用 ■ 外部機関との連携、医療、福祉機関との連携	□ ■ SSW等の活用、医療、福祉機関との連携 □ ■ いじめ対策組織の開催	□ ■ SSW等の活用、医療、福祉機関との連携 ■ 警察と連携した法令に基づく阻止と厳格な指導 □ ■ 保護者会の開催
		①被害児童が、学校を休んでいた、希死念慮を訴えたりしている。 ②性に関わる事案に該当する。 ③関係児童が5人以上の事案又は関係児童が複数の学校に在籍する事案に該当する。 ④SNS等、インターネット上でのトラブル事案のうち、被害・加害の児童以外にも情報等が広がっている事案に該当する。 ⑤保護者等への対応に苦慮している事案に該当する。 ⑥児童や保護者、地域住民等が、関係機関等に相談している。 ⑦学校が、関係機関等と連携している。 ⑧その他							
重大事態		□ ■ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「いじめ防止対策推進法等に基づく重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」等に基づき対応 □ ■ いじめ防止対策推進法第28条に基づく調査 □ ■ 状況に応じた組織的かつ適切な対応による問題の解決 □ ■ 再発防止策の策定、実施 ※重大事態かどうかの判断は、加害児童生徒の行為の重大性の程度によることなく、法第28条の規定に基づき、被害児童生徒が感じる心身の苦痛の程度や不登校の状況、被害児童生徒や保護者の訴え等を考慮し、学校と所管教育委員会で適切に行う。							

※被害・加害児童生徒の保護者への連絡は必須

※SC：スクールカウンセラー SSW：スクールソーシャルワーカー

4 いじめ防止の取組

いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。また、児童に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

本校は、次の具体的な取組を進めます。

(1) 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したり

- することのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。
- (2) 児童の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う。
- (3) 児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、児童が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進める。
- (4) 配慮を必要とする児童の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。
- (5) 児童の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。

【主な取組】

- ・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善
- ・ソーシャル・スキル・トレーニング（SST）など心理教育プログラムの推進
- ・子ども理解支援ツール「ほっと」や「心と身体のチェックリスト」等を活用した児童のよりよい人間関係を構築する上で必要な能力を育成する取組の推進
- ・小・中学校間等の円滑な接続を図る取組の成果の活用 など

- (6) 児童が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組を推進する。

【主な取組】

- ・児童会活動や学校行事等での異年齢交流や地域の大人と関わる体験等の実施
- ・児童のコミュニケーション能力の育成を図る人間関係づくりの推進に関する事業等の成果の活用
- ・学校力の向上や児童の学力向上を図る取組の成果の活用 など

- (7) 教育活動全体を通じた人権に関する教育の充実に向けた取組を推進する。

【主な取組】

- ・人権やLGBT、アイヌ文化等について学習する機会の充実や実践成果の活用
- ・人権擁護機関と連携した人権教育の推進（再掲）
- ・各種研修会における成果の普及、啓発 など

- (8) 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。

【主な取組】

- ・地域に根ざした教材や北海道独自の教材を活用した道徳教育の実践
- ・道徳教育等に関する実践成果の活用 など

- (9) 児童の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。

【主な取組】

- ・地域の環境を生かした教育活動の実施
- ・地域の教育資源を活用した体験学習やボランティア活動など体験的な活動の実践
- ・豊かな体験活動等に関する実践成果の活用 など

- (10) 児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。

【主な取組】

- ・「生命（いのち）の安全教育」を推進し、学校教育全体で性暴力防止に向けた取組の充実
- ・ネットトラブルに関する相談体制の充実
- ・全児童への相談窓口カードの配布 など

- (11) 児童が自主的に行う学級会や児童会活動等において、児童自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。

【主な取組】

- ・児童がいじめの問題について理解を深める活動の実施
- ・いじめの根絶について児童会等が主体となった取組の推進
- ・各学校の取組について交流・協議する全道及び管内規模の子ども会議への児童の参加
- ・旭川市で実施する子ども会議への児童の参加 など

(12) 学校として「性的マイノリティ」とされる児童に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童に対する必要な指導を組織的に行う

【主な取組】

- ・児童が相談しやすい環境の整備
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認についての教職員への正しい理解の促進、学校として必要な対応についての周知
- ・教職員を対象とした性の多様性に関する研修の実施 など

(13) 「多様な背景を持つ児童」については、日常的に、当該児童の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

【主な取組】

- ・日頃から交流及び共同学習を行うなどの取組により、障がいのある児童と障がいのない児童がともに尊重しながら協働して生活していく態度を育む教育の推進
- ・発達障がいを含む、障がいのある児童がかかわるいじめについて教職員の個々の児童の障がいの特性に対する理解、個別的教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有、当該児童の教育的ニーズや特性の把握、保護者との連携、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援
- ・海外から帰国した児童や外国籍の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないよう教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解の促進、学校全体での注意深い見守り等の必要な支援
- ・被災児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する適切な心のケア、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見
- ・ヤングケアラーの特徴や実情を正しく理解するための支援の研修の実施 など

(14) いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。

【主な取組】

- ・弁護士、警察官経験者等の外部専門家を活用した児童生徒を対象とした講演会等の開催
- ・PTAを対象とした家庭の役割や取組についての研修会の開催や、いじめの問題への適切な解決に向け、必要に応じ、近隣の学校や異なる学校種も含めた保護者同士のネットワークづくりの推進
- ・地域の住民を対象とした地域の役割や取組についての公開講座等の開催
- ・他校の教育実践発表会や道立教育研究所の研修講座、生徒指導研究協議会等の研修会への教職員の参加 など

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

- (1) いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。
- (2) 日頃から児童との触れ合いや、児童と教職員との信頼関係の構築に努め、「SOSの出し方に関する教育」の推進や児童への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) 学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。
- (4) アンケート調査や個人面談における児童のSOSの発信や教職員へのいじめの情報の報告

など、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底する。

- (5) アンケート調査実施後に、関係児童に対する個人面談を必ず実施する。なお、個人面談を実施することにより関係児童生徒がアンケートへ回答したこと等が他の児童に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払うこと。

【主な取組】

〔信頼関係の構築〕

- ・教職員と児童生徒が触れ合う機会・時間の確保
- ・「学校いじめ対策組織」等の組織における児童に関する情報の集約、共有
- ・いじめの相談があった場合の適切な聴き取り方法や記録に係る研修 など

〔アンケート調査の実施〕

- ・道教委いじめアンケート調査の年間3回の実施、必要に応じた随時調査の実施
- ・アセスメントツール「心と身体のチェック」の実施
- ・1人1台端末を活用したアンケートへの回答方法の工夫
- ・「スマイルチェック」(毎日)による児童の心の動きを把握と迅速な対応
- ・1人1台端末を活用したアンケートへの回答方法の工夫 など

〔教育相談の充実〕

- ・定期的な相談の実施、必要に応じた随時相談の実施
- ・事前のアンケートの実施や相談場所の工夫等、相談しやすい条件や環境の整備
- ・日頃から、児童の交友関係等の情報を学校内で共有し、相談に際して、当該児童の状況や人間関係を踏まえ、通常の学習・生活に支障がないよう十分に配慮 など

〔相談窓口の設置〕

- ・「学校いじめ対策組織」等への相談機能の位置付け
- ・学校の相談窓口のホームページや学校だより等による周知 など

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- ②いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対処組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りリスト」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- ③困難ケースに該当する事案を把握した場合は、速やかに旭川市教育委員会と連携し、適切に対応を行います。
- ④児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめられた児童及びその保護者への支援

- ①いじめられた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- ②いじめられた児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ③必要に応じて、スクールカウンセラーなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ①いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- ②いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ③事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ②学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

7 その他 学校が実施すべき施策

- (1) いじめの防止に必要な教職員の資質の向上を図る研修を計画的に実施する。

【主な取組】

- ・初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修など、教職員の職務や経験の程度に応じた研修の計画的な実施
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを講師とした研修の実施
- ・文部科学省、北海道教育委員会等が作成した動画資料等を活用した研修の実施 など

- (2) プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育を推進するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処する体制を整備する。

【主な取組】

- ・児童のネットコミュニケーションを見守る活動等での学校ネットパトロールの実施
- ・警察との連携によるインターネット上のトラブル防止教室の実施
- ・ネットトラブルなどについて各種啓発資料等を活用した児童への指導及び保護者への啓発の実施 など

- (3) いじめの問題に関する学校評価を実施する際、児童や地域の状況を踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して、評価結果を踏まえた改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等が評価されるよう留意する。

【主な取組】

- ・保護者や地域に対する学校におけるいじめの状況や対応についての情報提供
- ・評価項目や観点の改善 など

- (4) 教職員がいじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）を「学校いじめ対策組織」に報告し、情報を共有するための具体的な方法を定める。

【主な取組】

- ・いじめ対策推進リーダーを指名し、a) いじめに係るアンケート集約、b) 他の職員からのいじめ事案（疑い含む）の報告窓口、c) いじめが解消に至るまでの教職員の役割分担を含めた対処プランの策定及び実行、d) 被害児童及び保護者のケアなど、被害者の側になって対応し、被害児童や保護者に寄り添う役割、e) 児童や保護者からの相談窓口当たる報告・集約担当
- ・いじめ対策チームによる迅速な対応
- ・アセスメントシートなどを活用した情報収集や対応方針の可視化（見える化）による教職員間での情報共有 など

- (5) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた児童を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

【主な取組】

- ・学校いじめ防止基本方針や早期発見・対処マニュアルに情報共有の手段や共有すべき内容を明記
- ・「学校いじめ対策組織」内の「いじめ対策チーム」における迅速な確認、対処
- ・いじめを受けた児童を徹底して守り通すための継続的な観察・見守り
- ・いじめを受けた児童へのスクールカウンセラー等による教育相談
- ・いじめを受けた児童が不登校や別室登校になった場合の十分な学習支援
- ・いじめを行った児童へのいじめを受けた児童の気持ちを理解させる指導
- ・いじめを行った児童や「観衆」、「傍観者」へのいじめの行為について理解させる指導 など

(6) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携したいじめの防止等のための取組を進める。

【主な取組】

- ・他校や関係機関等との連絡窓口の確認、情報の共有・整理、指導方針の確認・共通理解、連携した指導
- ・旭川市生徒指導連絡会議、神居地区青少年を守る会等の組織を活用した学校間、地域住民との情報共有
- ・警察官等を講師にした非行防止や防犯に関する研修等の実施 など

(7) いじめをやめさせる指導、再発防止の取組を徹底する。

【主な取組】

- ・「学校いじめ対策組織」や「いじめ対策推進リーダー」等を中心とした組織的、継続的な対応 など

(8) いじめを受けた児童の保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。

【主な取組】

- ・迅速な保護者への連絡
- ・入学式や各年度の開始時等における、学校の取組やいじめの未然防止や早期発見、事案対処に向けた家庭の役割について保護者間の共通理解を図る機会の設定
- ・学校の指導方針・対応についての保護者への丁寧な説明
- ・特別な配慮を必要とする保護者へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援 など

(9) いじめを受けた児童が安心して教育を受けることのできる環境を整備する。

【主な取組】

- ・いじめを行った児童や保護者の理解の下での学習場所・活動場所を変更した指導
- ・いじめを受けた児童や保護者の理解の下での学習場所・活動場所の復元
- ・児童の状況についての継続的な観察や見守り、教育相談の実施
- ・不登校児童に対する学校復帰に向けた指導、及び計画的・組織的な学習指導の実施 など

(10) 市教委へいじめの問題について報告するとともに、関係資料の保存に当たっては、文書管理規程の保存年限（5年間）を厳守する。

【主な取組】

- ・いじめの対応状況についての調査による定期的な報告
- ・事故速報・事故報告による迅速な報告及び関係資料の適切な保存 など

8 いじめの重大事態への対応

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」や旭川市の「旭川市いじめ防止対策推進条例」「旭川市いじめの重大事態対応マニュアル」「いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト（旭川市）」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努めます。

(1) 学校における重大事態の対処

- ①重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- ②学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「富沢小学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ③調査は、事実関係を明確にするために行う。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る

要因となっただけが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすることです。

- ④ 情報提供については、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明します。
- ⑤ 調査結果は、被害児童及び保護者に対して適切に提供します。
- ⑥ 学校は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。
- ⑦ 児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応します。

（２）いじめ（いじめの疑いを含む）により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例

◎下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
○軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
○リストカットなどの自傷行為を行った。
○暴行を受け、骨折した。
○投げ飛ばされ脳震盪となった。
○殴られて歯が折れた。
○カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
○心的外傷後ストレス障害と診断された。
○嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
○多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
○わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
○複数の生徒から金品を強要され、総額 1 万円を渡した。
○スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
○欠席が続き（重大事態の目安である 30 日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

《いじめの重大事態の調査に関するガイドライン「別紙」（平成29年3月 文部科学省）》

（３）重大事態対応フロー図（※学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断した場合）

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

① 学校の下に重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査委の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で専攻して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で経過報告があることが望ましい）

※関係者の個人情報に十分に配慮。ただし、いたづらに個人情報の保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートはいじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

④ 調査結果を学校の設置者の報告

※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

【旭川市いじめ防止対策推進条例】より
(重大事態への対処)

第14条 市立学校は、在籍する児童生徒に法第28条第1項に規定する重大事態が発生したときは、当該重大事態が発生した旨を、直ちに教育委員会を通じて市長に報告しなければならない。

9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、監督官庁(旭川市教育委員会、上川教育局、北海道教育委員会)や警察、民間の相談機関等、地域の関係機関等と連携します。連携を図るため、関係機関とは、日ごろから学校や地域の状況について情報交換に努めます。また、いじめた子供の行為の背景に、保護者とかかわりなど家庭の要因が考えられる場合があります。そのような場合には、地域の関係機関へ相談したり、協力を得たりすることも視野に入れて対応します。PTAに関しては、年度当初の全体懇談の折に学校のいじめ防止に関する基本方針を説明したり、参観日の各学年懇談、個人懇談等を通して情報収集したりするなど、積極的に働きかけます。さらに、地域の関係団体等を活用して、いじめ防止基本方針を説明するとともに、地域での情報収集に努めたり、児童の見守りについて依頼するなど、いじめの根絶に向けて地域全体で児童を守る体制をつくります。

10 インターネット等を通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

インターネットや携帯電話、スマートフォンなどの普及により、これらを利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷をインターネット上のWebサイトの掲示板に書き込んだり、メールを送ったりするなど、深刻なトラブルが発生しています。これらについては家庭との連携が欠かせません。学校と家庭が連携し、共通理解を図った指導を行います。

未然防止のためにご家庭にお願いしたいこと

- ◇子供のパソコンや携帯電話を管理するのは家庭であり、子供を危険から守るためには、フィルタリングだけでなく、家庭において「ルールづくり」を行うことや携帯電話所持の必要性について検討すること。
- ◇「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子供たちに深刻な影響を与えることを認識すること(情報モラルについて子供たちに理解させる)。

11 性に関わる事案への対処

他の事案と同様に、富沢小学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対処を行います。事案の対処に当たっては、同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。事案に応じて、スクールカウンセラー等を含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。いじめ対策組織、いじめ対策チームのみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

12 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対処

学校間での対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、旭川市教育委員会の指導・助言の下、学校間の連携をはかりながら対処します。

13 富沢小学校いじめ防止プログラム

は、未然防止の取組 は、早期発見の取組

	4 月	5 月	6 月 (いじめ・非行防止強調月間)	7 月
教職員	○いじめ対策組織 ・いじめ防止基本方針の確認、学校HP公開 ・児童・保護者への説明 ○校内研修 ・基本方針の確認・共通理解	○いじめ対策組織 ○市主催研修会への参加	○いじめ対策組織 (SC参加) ・アンケートの集計、分析 ○市主催研修会の還流報告	○いじめ対策組織 ○学校評価 (中間)
	○児童に関わる学校間の情報交流 (授業参観等)			
	○スクールカウンセラーとの連携 ○児童、保護者との教育相談の実施			
	○児童理解に努める ○休み時間の有効活用 ○ネットパトロール ○児童指導交流会の実施			
児童	○スマイルチェック (毎日) 必要に応じて教育相談を行う			
	○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣		○いじめ防止の理解を深める学習 (人権教育プログラム)	
		○いじめの把握のためのアンケート調査①		
		○心と身体のチェックリスト		
	○いじめ相談窓口の周知		○教育相談週間	
家庭・地域	○PTA総会での周知 ・いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関する啓発	○CS ・いじめ防止基本方針の説明		
	○いじめ防止基本方針の学校HP公開			
	○教育相談 (必要に応じて)		○教育相談	
	○情報収集 (通年)			

	8 月	9 月	10 月	11 月 (いじめ・非行防止強調月間)
教職員	○いじめ対策組織 ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加	○いじめ対策組織 ○校内研修 生徒指導研究協議会参加者からの還流報告	○いじめ対策組織 (SC参加)	○いじめ対策組織 ・アンケートの集計、分析
	○児童に関わる学校間の情報交流 (授業参観等)			
	○スクールカウンセラーとの連携 ○児童、保護者との教育相談の実施			
	○児童理解に努める ○休み時間の有効活用 ○ネットパトロール ○児童指導交流会の実施			
児童	○スマイルチェック (毎日) 必要に応じて教育相談を行う			
	○いじめ相談窓口の周知		○いじめ防止の理解を深める学習 (人権教育プログラム)	
			○いじめの把握のためのアンケート調査②	
			○心と身体のチェックリスト	
			○教育相談週間	
家庭・地域	○1学期の取組状況等の公表 (学校だより)		○チェックリストの活用②	
	○情報収集 (通年)			

	1 2 月	1 月	2 月 (いじめ・非行防止強調月間)	3 月
教職員	○いじめ対策組織 ○学校評価	○いじめ対策組織	○いじめ対策組織 (SC参加) ・アンケートの集計、分析 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加	○いじめ対策組織 ○校内研修「いじめ防止対策研修会」の還流報告
	○学校評価 ・いじめに関わる取組の点検			○いじめ防止基本方針の見直し
	○児童に関わる学校間の情報交流 (授業参観等)			
	○スクールカウンセラーとの連携 ○児童、保護者との教育相談の実施			
	○児童理解に努める ○休み時間の有効活用 ○ネットパトロール ○児童指導交流会の実施			
				中学校との引継ぎ
児童	○スマイルチェック (毎日) 必要に応じて教育相談を行う			
		○いじめ相談窓口の周知	○いじめ防止の理解を深める学習 (人権教育プログラム)	
家庭・地域			○いじめの把握のためのアンケート調査③	
		○2学期の取組状況等の公表 (学校だより)	○チェックリストの活用⑤	
	○情報収集 (通年)			

第3章 いじめ防止に向けた取組の点検・評価及び見直し

「いじめ防止基本方針」について、職員会議、校内研修、学校運営協議会等の機会に定期的に共通理解を図るとともに、点検及び評価を行い、必要に応じて保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て見直し、学校の取組が円滑に進められるよう努めます。また、児童とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして児童の意見を取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努めます。

【旭川市いじめ防止対策推進条例】より

第10条 市立学校は、法第13条の規定に基づき、学校いじめ防止基本方針を策定するものとする。

2 市立学校は、毎年度、学校いじめ防止基本方針の見直しを行うものとする。

3 市立学校は、学校いじめ防止基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、保護者及び市民等の理解及び協力を得るよう努めるものとする。

第4章 その他

1 学校文書管理規定及び学校いじめ対策組織会議録の保存について

5年保存とする。

【教職員用】いじめ発見・見守りチェックリスト

年	記入者：	記入日 月 日
---	------	---------

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童氏名

- | | | | |
|--|---|--|---|
| ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… | { | | } |
| ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。…………… | { | | } |
| ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。…………… | { | | } |
| ☐ 教職員のそばにいたがる。…………… | { | | } |
| ☐ 登校時に、体の不調を訴える。…………… | { | | } |
| ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… | { | | } |
| ☐ 交友関係が変わった。…………… | { | | } |
| ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。…………… | { | | } |
| ☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… | { | | } |
| ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。…………… | { | | } |
| ☐ 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… | { | | } |
| ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。…………… | { | | } |
| ☐ 体に擦り傷やあざができていことがある。…………… | { | | } |
| ☐ けがをしている理由を曖昧にする。…………… | { | | } |

授業や給食の様子等

児童氏名

- | | | | |
|--|---|--|---|
| ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… | { | | } |
| ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…………… | { | | } |
| ☐ 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。…………… | { | | } |
| ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。…………… | { | | } |
| ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。…………… | { | | } |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… | { | | } |

清掃や放課後の様子等

児童氏名

- | | | | |
|---|---|--|---|
| ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… | { | | } |
| ☐ ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…………… | { | | } |

- ◆児童のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、富沢小学校いじめ対策組織において確実に共有し、速やかに対応を！
- ◆日常の児童とのふれあいを大切に！
- ◆気づいたことを、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を！

【家庭用】子どもの様子 チェックリスト

年	記入者：	記入日	月	日
---	------	-----	---	---

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、自分からいじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずといってよいほど兆候がみられます。いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

【登校するまでの様子】

- ☐ 朝、なかなか起きてこない。
- ☐ いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- ☐ 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- ☐ 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- ☐ 友達の荷物を持たされている。

【日常における家庭生活の変化】

- ☐ 服のよごれや破れ、からだにあざやすり傷があっても理由を言いたがらない。
- ☐ すぐに自分の部屋にかけこみ、なかなか出てこない。外出したがらない。
- ☐ 電話に出たがらない。
- ☐ お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- ☐ 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- ☐ 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝つけない。

【持ち物の変化】

- ☐ 持ち物などがこわされている。道具や持ち物に落書きがある。
- ☐ 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物をもっている。

【友人関係の変化】

- ☐ 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- ☐ 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- ☐ 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メール（SNSなど）を気にする。
- ☐ いじめの話をすると強く否定する。

【家族との関係の変化】

- ☐ 親と視線を合わせない。
- ☐ 家族と話をしなくなる。学校の話をするようになる。
- ☐ 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットにやつあたりする。

子どもの様子が気になったらご連絡ください。
子どもの状況を共有しましょう。旭川市立富沢小学校 TEL 6 2 - 6 2 0 7

主 な 相 談 窓 口

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

<電話番号> 0120-126-744（いじめなしよ）

<受付時間> 平日 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号> 代 表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506（こんにちはコール）

<受付時間> 月・木 8:45～20:00 火・水・金 8:45～17:15

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号> 0120-007-110（ゼロゼロなの ひゃくとおばん）

<受付時間> 平日 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号> 0166-31-5511

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 050-3383-5566

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆上川教育局教育相談電話

<電話番号> 0166-46-5243

<受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号> 0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）

<受付時間> 毎日24時間

<メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆北海道こころの健康SNS相談窓口（北海道保健福祉部）

<受付時間>

平日、土曜日、祝日 18:00～22:00

日曜日 18:00～翌朝6:00



◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Webサイト>

<https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆**児童相談所虐待対応ダイヤル「189」**（北海道保健福祉部）

＜電話番号＞

189（いちはやく）

＜受付時間＞

毎日24時間

◆**チャイルドラインほっかいどう**（認定NPO法人チャイルドライン支援センター）

＜電話番号＞0120-99-7777

＜受付時間＞毎日16:00～21:00（12/29～1/3除く）

◆**少年サポートセンター「少年相談110番」**（北海道警察）

＜電話番号＞0120-677-110

＜受付時間＞平日 8:45～17:30

◆**性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】**（北海道 札幌市）

＜電話番号＞050-3786-0799 または #8891

＜受付時間＞平日10:00～20:00（土日祝 12/29～1/3除く）

＜メール相談＞sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆**こころの電話相談**（北海道立精神保健福祉センター）

＜電話番号＞0570-064-556

＜受付時間＞平日9:00～21:00 土日祝10:00～16:00

◆**北海道いのちの電話**（社会福祉法人北海道いのちの電話）

＜電話番号＞011-231-4343

＜受付時間＞毎日24時間

◆**北海道ヤングケアラー相談サポートセンター**（北海道保健福祉部）

＜電話番号＞0120-516-086（電話）

＜受付時間＞平日8:45～17:30

＜メール等＞

hokkaido.young.carer2022@gmail.com（メール相談） 080-9612-1247（SMS専用）

facebook.com/ebetsu.carers（Facebook） @youngcarer2022（Twitter）

◆**ほっかいどう親子のためのLINE**（北海道保健福祉部）

＜受付時間＞平日9:00～17:00



悩み相談アプリ STANDBY



相談員の対応時間

平日 午後5時～午後10時

学校外の専門の相談員がみなさんの相談に対応します

匿名で相談できます

みなさんの秘密は守られます

※24時間送信できますが返信は翌日以降となる場合があります



直接電話で相談

24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310

毎日24時間

☆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。
事前に都合の良い日時をお知らせください。旭川市立富沢小学校 TEL 62-6207